東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年12月 2日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年12月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	内側主蒸気隔離弁(A)において、当該弁が全閉状態にもかかわらず、計算機アラームタイパーに開位置のON/OFF表示が断続的に印字されると共に、操作スイッチの状態表示灯が中間開度表示となっていることが認められたため、当該弁の位置検出スイッチを点検・対応検討。	GⅢ	
2	3号機	原子炉建屋4階西側ページング装置において、「CH2」選択PBに破損が認められたため、当該選択PBを交換。	GⅢ	